

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

01061

第3918号

鳥取県公報

昭和43年3月15日 金曜日

1

目次

- ◇規 則 市町村に交付すべき昭和四十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則
- ◇告 示 身体障害者福祉法第十五条第一項に規定する医師の指定
身体障害者福祉法第十五条第一項に規定する医師の指定の取消し
健康保険法による保険薬剤師の登録
健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
昭和四十三年二月鳥取県告示第二百二十四号の廃止
解除予定の保安林
町営土地改良事業計画の認可
新たに行なおうとする土地改良事業計画の認可
共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約の認可
昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号の一部改正
収入証紙の小売りさばき人の指定

規 則

市町村に交付すべき昭和四十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和四十三年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十四号

市町村に交付すべき昭和四十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号。以下「省令」という。)の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和四十二年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町村民税所得割に係る基準税額の算定方法)

第二条 市町村民税所得割に係る基準税額は、当該市町村につき、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A+B-C) \times (0.7+0.3 \times D \times 0.8264) \times 0.735 \times 1.0190239$$

算式の符号

A 課税標準の段階ごとの所得税有資格者数に別表第1(1)に定める單位額を乗じて得た額の合算額(500円未満の端数があるときはその

01062

端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)。この場合において、所得税有資格者数は、市町村税課税状況調(昭和41年6月20日付 受地第553号各 市町村長あて総務部長照会をいう。以下同じ。)による市町村民税 所得割の納税義務者数のうち有資格者数とする。

B 所得税失格者数に1,622円を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)の場合において、所得税失格者数は、所得税有資格者数(Aにおいて用いる所得税有資格者数をいう。)に別表第1(2)に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)とする。

C 次のイ、ロ及びハの額の合算額

イ 障害者、老年人、寡婦及び勤労学生の数の合計数に1,000円を乗じて得た額。この場合において、障害者、老年人、寡婦及び勤労学生の数は、市町村税課税状況調による市町村民税所得割に係る障害者、老年人、寡婦及び勤労学生の数とする。

ロ 配当控除の額。この場合において、配当控除の額は、市町村税課税状況調による市町村民税所得割に係る配当控除額とする。

ハ 山林所得に係る課税標準額がある納税義務者の課税標準の段階ごとの数に別表第1(3)に定める単位額を乗じて得た額の合算額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)の場合において、山林所得に係る課税標準額がある納税義務者の課税標準の段階ごとの数は、市町村税課税状況調によ

る市町村民税所得割に係る山林所得に係る課税標準額がある納税義務者の課税標準の段階ごとの数とする。

D 前年分の所得税額を前前年分の所得税額で除して得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。この場合において、前年分の所得税額は前年度の3月31日現在における前年分の申告所得税額及び前年中の源泉所得税額の合算額とし、前前年分の所得税額は前前年度の3月31日現在における前前年分の申告所得税額及び前前年中の源泉所得税額の合算額とする。

(市町村民税法人税制に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税法人税制に係る基準税額は、当該市町村につき次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一 当該年度に係る額

次のイ及びロに定めるところによつて算定した額の合算額

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち二以上の都道府県(大都市の区域を除く。)又は大都市に事務所又は事業所を有する法人(以下本条において「市町村分割法人」という。)に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百二十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times \alpha \times 0.99931 + B \times 0.06675 \times 1.00000 + C \times 0.0630 \times 1.07346$$

算式の符号

A 昭和41年4月1日から昭和42年1月31日までの間に事業年度が

終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和41年4月1日から昭和41年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和41年11月30日までの間に、昭和41年10月1日から昭和42年1月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては昭和42年3月31日までの間に、修正申告、更正又は決定（期限後申告に係るものを含む。以下本条において同じ。）があつた場合においては、その最後の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

α 昭和41年4月1日から昭和42年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で当該事業年度が昭和41年1月1日以降に開始したものに係るものにあつては0.0714225、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し同年6月30日以後に終了したものに係るものにあつては0.06941625、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し同年6月30日前に終了したものに係るものにあつては0.06741

B 昭和42年2月1日から昭和42年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和42年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

C 昭和29年4月1日から昭和41年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和41年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和41年3月31日（昭和41年2月1日から昭和41年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあつては、昭和41年5月31日）以前における最終の

課税標準額を控除した額と、昭和41年4月1日から昭和41年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和41年12月1日から昭和42年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係るAの額を控除した額との合算額

ロ Yの控入公金の控入（公債公債の控入）「Yの理の控入」をさへ。）と逐々

取替の課税標準額とをいふことについては、その算式を参照せよ。

算式

$$D \times \alpha' \times 0.99992 + E \times 0.0630 \times 1.02551$$

算式の符号

D 昭和41年2月1日から昭和42年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和42年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

α' 昭和41年2月1日から昭和42年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で当該事業年度が昭和41年1月1日以後に開始し昭和41年4月1日以後に終了したものに係るものにあつては0.0714225、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し昭和41年6月30日以後に終了したものに係るものにあつては0.06941625、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し昭和41年6月30日前に終了したものの及び当該事業年度が昭和41年1月1日以後に開始し昭和41年4月1日前に終了したものに係るものにあつては0.06741

E 昭和29年4月1日から昭和41年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で昭和41年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から昭和41年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

二 前年度における前号の額の過大算定額又は過小算定額

次のイ及びロに定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、過大算定額が、一によつて算定した額及び過小算定額の合算額をこえるときは、当該合算額とする。

イ 市町村分制法人に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法第三百二十一條の十三及び第三百二十一條の十四の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

算式

$$\{ (F \times 0.0630 \times 1.00446) + (G \times \beta \times 0.999135) + (H \times 0.0630 \times 1.07346) - I \} + J$$

算式の符号

- E 昭和41年2月1日から昭和41年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和41年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）
- G 前号の算式の符号中Aに同じ。
- β 昭和41年4月1日から昭和42年1月31日までの間に事業年度が

終了した法人で当該事業年度が昭和41年1月1日以後に開始したものに係るものにあつては0.06675、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し同年6月30日以後に終了したものに係るものにあつては0.064875、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し同年6月30日前に終了したものに係るものにあつては0.0630

H 前号の算式の符号中Cに同じ。

I 昭和41年度普通交付税（再算定）の基礎となつた分割法人に係る基準税額

J 昭和40年度分割法人に係る精算額から昭和41年度において精算した額を控除した額

ロ その他の法人に係る分

知事が調査したところに基づき、次の算式によつて算定した額

算式

$$\{ (K \times \beta' \times 0.999888) + (L \times 0.0630 \times 1.02551) - M \} + N$$

K 前号の算式の符号中Dに同じ。

- β' 昭和41年2月1日から昭和42年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で当該事業年度が昭和41年1月1日以後に開始し同年4月1日以後に終了したものに係るものにあつては0.06675、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し同年6月30日以後に終了したものに係るものにあつては0.064875、当該事業年度が昭和41年1月1日前に開始し同年6月30日前に終了したものと及び当該事業年度が昭和41年1月1日以後に開始し同年4月1日前に終了したものに係るものにあつては0.0630

L 前号の算式の符号中Eに同じ。

M 昭和41年度普通交付税(当初算定)の基礎となつた他の法人に係る基準税額

N 昭和40年度その他の法人に係る精算額から昭和41年度において精算した額を控除した額

三 昭和四十一年度以前の年度における前号の額について自治大臣が修正すべきものと認められた額

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第四条 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2 土地に係る基準税額は、当該市町村の区域内に所在する土地の地目ごとの昭和四十二年度分の固定資産税の課税標準額(地方税法第三百四十九条並びに同法附則第三十項及び第三十一項の規定により昭和四十二年度分の固定資産税が課される場合における当該土地の課税標準額をいう。)で知事が調査した額の合算額に 0.01029 を乗じて得た額とする。

3 家屋に係る基準税額は、知事が定めた当該市町村の家屋の平均価額に当該市町村の家屋の床面積(知事が調査した昭和四十二年度分の家屋の平均価額算出の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条又は第三百五十一条本文の規定に該当するものを除く。)を乗じて得た額(新たに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋で地方税法第三百四十九条の三第一項の規定に該当するものうち、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度以内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三

分の二を、新たに固定資産税が課されることとなつた年度から六年度以上十年度以内のものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に三分の一を乗じて得た額を、日本放送協会に係る家屋で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものについては当該家屋につき当該市町村長が評価した額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ控除するものとする。)に 0.01029 を乗じて得た額から地方税法附則第六十五項及び第六十六項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額として知事が調査した額に 0.75 を乗じて得た額を控除した額とする。

4 償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて当該市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 第二号によつて算定される償却資産以外の償却資産で市町村長が評価すべきものについては、省令第三十二条第四項第一号(一)により自治大臣から通知のあつた額(以下「通知額」という。)に基づき、次のイ及びロによつて算定した額の合算額

イ 通知額の十分の七の額を、当該市町村における事業所統計調査規則によつて調査され、昭和三十八年事業所統計調査結果報告の基礎となつた省令別表第十五(1)に掲げる産業分類ごとの、かつ、規模ごとの従業者数(国、県、市町村、これらの組合及び財産区の各事業所の従業者数、地方税法第三百四十八条の規定により非課税とされる償却資産を有する事業所における当該非課税とされる償却資産に係る従業者数(当該非課税とされる償却資産を有料で貸し付けている事業所の当該非課税とされる償却資産に係る従業者数を除く。))同法第三百八十九条の規定により自治大臣又は知事が評価してその

価格等を配分する償却資産を有する事業所における当該償却資産に係る従業者数及び自治大臣が調査した価格三千万円以上の償却資産（以下「三千万円以上の償却資産」という。）を有する事業所の従業者数並びにその従業者数が五人未満である事業所の従業者数を除く。）にそれぞれ同表に定める補正率を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数に四二二・一〇三三円を乗じて得た額であん分した額

ロ 通知額の十分の三の額を、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和四十二年における償却資産の課税標準額の合算額（地方税法第三百五十一条本文の規定に該当するもの、同法第三百八十九条の規定によつて自治大臣又は知事が評価し配分した額、省令第三十二条第四項第一号(イ)の船舶に係る額及び三千万円以上の償却資産に係る額を除く。）に〇・〇〇二二六六一三を乗じて得た額であん分した額

二 当該市町村について省令第三十二条第四項第一号(イ)、(ロ)及び(ハ)の方法によつて算定した額

(木材引取税の基準税額の算定方法)

第五条 木材引取税に係る基準税額は、知事が調査した当該市町村の昭和三十九年度、昭和四十年及び昭和四十一年度の樹種別素材生産量の合計数を三で除して得た数に別表第2に定める率を乗じて得た数を樹種別(用途別を含む。)素材生産推定量とし、これにそれぞれ省令別表第十八に定める素材標準価格を乗じて得た額の合算額に〇・〇一三八を乗じて得た額

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年分の普通交付税の算定について適用する。

(市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の廃止)

2 市町村に交付すべき昭和四十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第七号)は、廃止する。

別表第1 市町村民税所得割に係る表

(1) 課税標準の段階別有資格者数に乗ずる単位額

課税標準の段階	単位	額
15万円以下のもの		1,296 円
40万円をこえ40万円以下のもの		6,080
70万円をこえ70万円以下のもの		17,642
100万円をこえ100万円以下のもの		35,378
150万円をこえ150万円以下のもの		63,927
250万円をこえ250万円以下のもの		125,815
400万円をこえ400万円以下のもの		252,695
400万円をこえるもの		797,279

(2) 種地別有資格者数に乗ずる率

種地	率
10	0.261

9	0.288
8	0.316
7	0.421
5	0.630
4	0.735
3	0.890
2	1.045

(3) 山林所得に係る課税標準額がある納税義務者の課税標準の段階ごとの数に乘ずる単位額

課 税 標 準 の 段 階	単 位	額
15万円以下のもの	円	—
15万円をこえ40万円以下のもの		1,135
40万円をこえ70万円以下のもの		8,557
70万円をこえ100万円以下のもの		22,083
100万円をこえ150万円以下のもの		36,037
150万円をこえ250万円以下のもの		91,270
250万円をこえ400万円以下のもの		187,215
400万円をこえるもの		548,944

別表第2 樹種別素材生産推定量の算定に用いる率の表

樹 種	別	率
針葉樹	す	3.09128
	ひ	1.83697

材 種	材 種		率
	広葉樹	針葉樹	
ま	広葉樹	針葉樹	0.97307
つ	その他のもの	その他のもの	1.31650
な	広葉樹	針葉樹	0.43548
ら	その他のもの	その他のもの	1.62613
ぶ	広葉樹	針葉樹	0.50275
な	その他のもの	その他のもの	2.01098

告 示

鳥取県告示第二四一〇号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。
昭和四十三年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所 又 は 勤 務 先	診 療 科 名
池原 正明	米子市皆生 山陰労災病院	整形外科
宮本 恭介	〃	〃
門脇 義人	倉吉市下田中 鳥取県立厚生病院	内 科
山本 栄	〃	〃
湯川 喜美	〃	〃
北岡 宇一	鳥取市吉方 鳥取県立中央病院	整形外科
太田 俊郎	八頭郡智頭町智頭 国民健康保険智頭病院	〃

鳥取県告示第百二十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を次のとおり取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示

元村 武夫	倉吉市下田中	鳥取県立厚生病院	眼科
川上 力	岩美郡国府町奥谷	国立療養所鳥取病院	内科
瀬谷 齐	気高郡鹿野町大字今市	鳥取県身体障害者更生相談所	整形外科
涌谷 忠雄	〃	〃	耳鼻いんこ う科
元村 武夫	〃	〃	眼科
上山 奎白	〃	〃	整形外科
正木 忠夫	八頭郡智頭町智頭	国民健康保険智頭病院	外科
岩宮 縁	境港市米川町	済生会境港病院	内科
三藤 哲史	〃	〃	耳鼻いんこ う科
加藤 泰弘	鳥取市片原二丁目	加藤整形外科医院	整形外科
米田 春毅	東伯郡羽合町	羽合町国民健康保険診療所	内科
森岡 久	米子市加茂町一丁目	博愛病院内	外科
北室 文昭	〃	〃	内科
中井 剛太	東伯郡東伯町八橋	中井医院	〃
石村 唯彦	東伯郡三朝町	国立三朝温泉病院	〃
前田 諒仁	〃	〃	外科
藤野 道友	〃	〃	〃
岡田 不二雄	鳥取市尚徳町	鳥取赤十字病院	耳鼻いんこ う科
野嶋 明夫	岩美郡岩美町浦富	岩美町国民健康保険浦富病院	整形外科

する。

昭和四十三年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住所 又は 勤務先	診療科名	取消理由
守安 久	米子市加茂町二丁目 博愛病院	外科	京都市 へ転出
山形 雅俊	気高郡鹿野町大字今市 鳥取県身体障害者更生相談所	耳鼻いんこ う科	神戸市 へ転出
室賀 童夫	〃	整形外科	京都市 へ転出
山口 三典	八頭郡智頭町智頭 国民健康保険智頭病院	〃	松江市 へ転出
田中 景彰	倉吉市上井	耳鼻いんこ う科	死亡
谷 尚	八頭郡智頭町智頭 国民健康保険智頭病院	外科	兵庫県 へ転出

鳥取県告示第百二十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
乾 美美子	鳥取市御弓町五六番地	鳥薬一八一	昭和四十三年二月二十九日

鳥取県告示第百二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機

関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十三年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定の年月日	採用点数表
由島齒科医院	米子市立町四丁目二〇五	齒科	由島 萬吉	昭和四十三年三月一日	齒科点数表
秋山齒科医院	二丁目 道笑町	"	秋山富三郎	"	"
株式会社乾薬局吉方支店	鳥取市吉方二七〇	/	株式会社乾薬局社長 敏彦	二日	/
門脇薬局	西伯郡大山町末長三三の三	/	門脇 馨	"	/
千代医院	" 西伯町字落合二八一	内科、小児科、外科	千代庸一郎	十三日	乙表点数表
株式会社乾薬局	鳥取市御弓町五六	/	株式会社乾薬局社長 敏彦	一日	/
渡部医院	境港市渡町一八九三の三	小児科	渡部 良造	"	乙表点数表

鳥取県告示第二百五号

昭和四十三年二月鳥取県告示第二百二十四号(鶏等の移動を禁止する区域の指定について)は、昭和四十三年三月十五日限り廃止する。

昭和四十三年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六号

次の保定林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律

第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
昭和四十三年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字下モ向山三四九の二

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百七号

昭和四十三年一月十日付けで八東町長から申請のあった土地改良(かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年三月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八号

昭和四十二年十一月十日付けで宇野山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(暗きよ排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年三月十六日から二十間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字宇野 宇野山土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百九号

昭和四十二年六月五日付けで東伯郡三朝町大字福山岩本良蔵ほか九人の

者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年三月十六日から二十間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十号

昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号(鳥取県指定金融機関の名称位置、出納区域及び取扱事務について)の一部を次のように改正する。

昭和四十三年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社 山陰合同銀行 米子西支店 米子市灘町二丁目 米子市
株式会社 山陰合同銀行 米子西支店 米子市灘町二丁目
株式会社 山陰合同銀行 皆生通支店 米子市西福原
株式会社 山陰合同銀行 皆生通支店 米子市西福原」

米子市 収納事務
 米子市 収納事務
 西伯郡のうち日吉津村 「」 に改める。

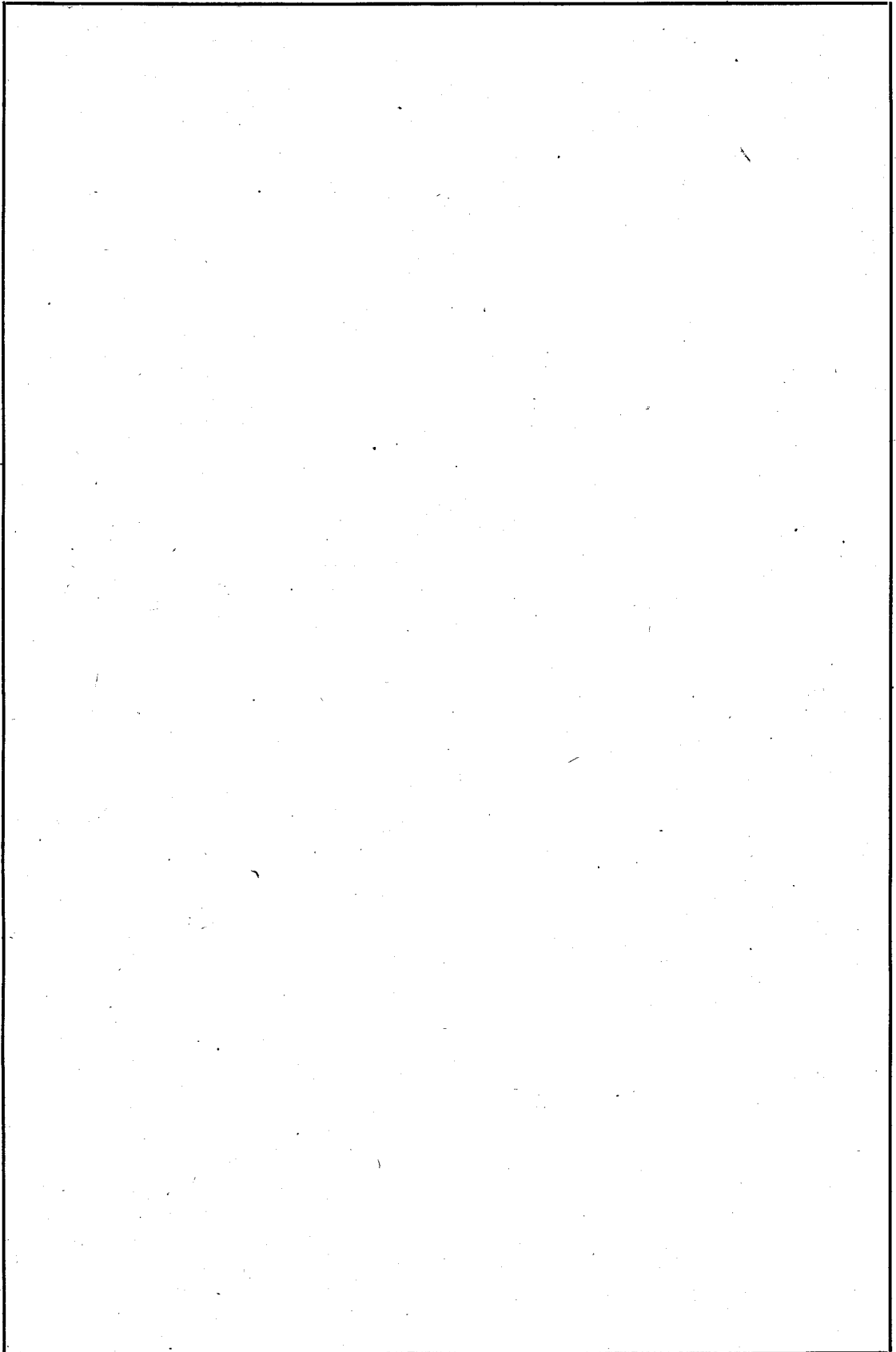
鳥取県告示第二百十一号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年三月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和四十三年三月十四日	米子市西福原五番地の八	株式会社山陰合同銀行 皆生通支店長	米子市西福原五 八六番地の八



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目200番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を

部購読したいので、購読料金 円を添えて

申し込めます。

昭和 年 月 日

住所
氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 石破二郎殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

